

## サービックの3つの事業所の 職場改善要求に関して団交開催！

8月30日、地本は、14:00より新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックとの団体交渉を開催しました。

団交委員は、浦谷副委員長、下茂業務部長と、関西サービックの各事業所を代表して西村泰弘さん（鳥飼事業所）、萩原光廣さん（第一事業所）、熊沢守さん（第二事業所）の5名。サービックからは、鈴木人事勤務課課長、川中人事部勤務課係長、尾浦事業部担当部長、谷岡事業部課長でした。

今回の「業務ニュースNo.312」は、「I. 共通項目 2.」以降の回答に関する内容です。

「発」第2号「関西新幹線サービックにおける職場環境改善の「団体交渉」開催の申し入れ（2017年6月21日申入）

### 《 サービック回答 》

#### 1. 【共通項目】

1. 組合員、多田一夫氏の1月22日の勤務認証について、5月11日協議しを行ったが対立のままである。労働基準法第39条に基づき「年次有給休暇」として処理すること。

【回答】当社の就業規則に基づき、今回の取扱いとしており、そのような考えはない。

#### 2. 禁煙・受動喫煙防止に関して

- ①禁煙・受動喫煙について、会社の認識、見解を明らかにすること。

【回答】職場の（受動喫煙対策）は、事業者の努力義務であり、各職場においては分煙化を推進して受動喫煙を防止している。一方、喫煙は個人の趣向の分野に有するものであり、お答えしない。

- ②清水社長以下、会社幹部は禁煙すること。

【回答】個人の趣味、趣向の分野に属するものであり、お答えしない。

- ③灰号車、喫煙室の掃除は禁煙者にとっては過酷である。禁煙者は担当させないこと。

【回答】現状で対処されたい。

- ④環境整備で行う従業員用の喫煙所、喫煙ルームの掃除は喫煙者に行わせること。

【回答】現状で対処されたい。

3. 「語先後礼」を懲憑しているが、作業着を着衣し、ヘルメットを被っての点呼に

はなじまない。止めること。そもそも頭を下げる「礼」とは、元来、相手に対して絶対服従を意味し「首を差し出すこと」であるとも言われている。見解を示すこと。

【回答】そのような考えはない。一般的に、挨拶は（言葉が先、お辞儀が後）というものが基本であり、それを懲憑している。

4. 夏場は40℃を超える作業環境となる、休憩時間にはシャワーを浴びることを了承すること。

【回答】労働時間中を除き、使用は禁止していない。使用する際には、管理者の許可を得ること。

5. 勤務認証について、忌引きの途中に休日（特休、公休、休日）が入ると、忌引きの日数が減るのかどうか明らかにすること。

【回答】忌引き期間中に公休日等があれば、そのまま公休日等として付与する。（結果的に「忌引き休暇」として付与する日が規定する日数より少ないことはある。）

6. 更衣室ロッカーをJR並の大型更衣ロッカーにすること。

【回答】現状で対処されたい。

## II. 【鳥飼事業所関係】

1. 作業開始を8時40分からとすること。（8時20分からの点呼は毎回、8時25分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため）。

【回答】現状で対処されたい。JR（大阪車両所共通項）により作業終了時刻は決められている。

2. 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間となっているが、車両が到着してドアが空いた時点から、作業開始時間とすること。

【回答】そのような考えはない。作業のための準備も含め、作業時間となっている。

3. 現行の作業ダイヤ時間が、小A35分、中A40分、8両編成小A25分、中A30分とあるが、全て5分間の延長とすること（見直し点検の時間が無いため）。

【回答】現状で対処されたい。

4. サービスデッキに置いてある、グリーン車用掃除機をハンディ掃除機（コードレス掃除機）に替えること。

【回答】新しい掃除機を試用してきたが、吸引力、重量、バッテリー容量等から現在のものが最良と考えている。しかし、新製品については引き続き調査等を行い、実用に供するものを採用していく。

5. 現行、G車作業員が利用しているハンディ掃除機を軽量で吸引力の強い掃除機に変更すること。

【回答】4項と同じ。

6. 巡回指導している指導者の作業を取り止め、その要員をまだ廻っていない業務の見習い等に使うこと。

【回答】業務上、必要な見習いの養成は行っている。

7. 連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6番線を使用すること（中間車両からは約400m歩かなければならない為）。

【回答】現状で対処されたい。

8. 番線車掃モップ等を納める箇所を紐でなく、掛け金具に変更すること。

【回答】掛け金具に変更中であり、今後、残りも変更していく。

9. 朝の準備体操は勤務時間内とすること。

【回答】そのような考えはない。始業前の準備体操については、労働災害の防止の観点から奨励しているものの、義務づけているものではなく労働基準法上の労働時間にあたらぬ。

10. 車掃作業時、他の組との隣番線競合作業は止めること(道具がひとつしかない為)。

【回答】現状で対処されたい。庫の入出庫はJRで決めるため、当社では決められない。

11. 夏場に向け、熱中症対策でポカリスエット飲料水(スポーツドリンク)・熱中飴等を詰所に常備すること。

【回答】現状で対処されたい。

12. 車掃作業連続二本以上の作業は止めること。

【回答】現状で対処されたい。作業はJRの共通項に基づいて行われるため、当社では決められない。

13. 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。

【回答】現状で対処されたい。

14. 一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えることに手当(一本500円)を設けること。

【回答】そのような考えはない。作業手当として必要なものは手当を設けている。

15. 便洗作業は汚損手当(一日300円)を設けること。

【回答】14項の回答と同じ。

16. 一日の作業本数がダイヤ改正以降増えてきた、現行3組体制を4組体制にすること。

【回答】現状で対処されたい。本数(作業量を)に応じて体制は変更しており、必要な出面は確保されている。

17. 2階の詰所を拡大すること(夕方になると長椅子に座れず立っているため。作業が終わったら3階の詰所に上がるようにすること)。

【回答】現状で対処されたい。

18. 夜勤者と日勤者の扱いを同じにすること(KYを日勤は行うが、夜勤はやらない)。

【回答】現状で対処されたい。

19. クロスの共有化に伴い、朝に準備(クロス洗い)時間を10分設けること。

【回答】そのような考えはない。

20. 昼の休憩時間を、11時以降で設定すること。

【回答】現状で対処されたい。昼の時間帯に近いところで休憩時間が取れるよう努力しているが、当日の運用上で出来ない場合はある。

21. クリップライトをもっと明るい物に変更すること。

【回答】現状で対処されたい。故障や電池が弱く暗い場合は、申し出があれば交換する。

22. JRや事務総括センターへ用事がある場合など、鉄道電話の使用を認めること。

【回答】業務上支障なければ問題ないので、管理者に申し出られたい。

23. 交1作業で使用しているリターン風道を清掃する掃除機が重すぎるので、軽量化すること。

【回答】現状で対処されたい。

### Ⅲ. 【新大阪第一事業所関係】

1. ダイヤ改正に関して

①賃金、雇用の危機感をあおったことを全従業員に謝罪し、ダイ改での収支について、

明らかにすること。

【回答】そのような考えはない。2月7日のサービック通信で交検特掃、新中掃除A、くん煙消毒本数増等の話しは知らせている。なお、第1四半期では減収減益である。

②新しい作業マニュアルを早急に配布すること。更新されていないため現場では混乱が生じている。

【回答】ダイヤ改正で変更となったマニュアルは配付済みであり、その後の変更分についても既に配付している。

③新しく採用したオレンジ色のクロスは使いづらく極めて評判が悪い、使いやすいものに取り換えること。

【回答】既に新しいクロスに交換済みである。

④1・2番線は同じ号車が2両半、約65メートルの距離がある。1番線にも待機用の椅子を用意すること。

【回答】現状で対処されたい。

⑤3月24日のダイヤ改後、1・2番線では臨時便を含めて14本連続の作業が発生した。なんと4時間半連続の作業であった。常識的に肉体の限界を超えた作業であった。今後の多客期を展望したとき何らかの対応が必要だと考えるが認識を示すこと。

【回答】作業量を勘案して、必要な対処をしている。

⑥臨時便については、1本200円の手当をつけること。

【回答】そのような考えはない。

⑦1・2番線の「移動禁止合図」は号車によっては全く見えない。現場でも「無理に見なくていい」と指導されている。見えるように設置すること。

【回答】現状で対処されたい。なお、設備についてはJR財産のため申し入れがあったことはJRに伝える。

⑧連続作業時、便洗担当は一日中雑巾を洗いっぱなしである。雑巾は複数枚持たせること。

【回答】トイレ清掃の作業手順は既に変更しており、クロスについても必要数を見直している。

⑨新たに導入したバッテリー方式の掃除機（灰号車対応）は、仕様書によると「煙草、灰を吸ってはならない」と明記してあるという。にもかかわらず、なぜそのような掃除機を導入したのか非常識である。ただちに交換すること。

【回答】そのような考えはない。専用のフィルターを使うことでタバコや灰を吸ってもよいとメーカーから保障されており問題はない。

## 2. 職場環境に関して

①守衛より奥、つまりグリーンゾーンより内側のセキュリティ扉は不必要である。撤去すること。

【回答】そのような考えはない。設備はJRのものであり、セキュリティに対する考えもJRに従う。

②従業員が利用する便所の掃除を女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

③シャワー室の掃除も同様とすること。

【回答】現状で対処されたい。

④待機時間と休憩時間が連動した場合、休憩時間にこだわらず昼食を摂ることを認めること。

【回答】そのような考えはない。

### 3. その他に関して

①担当運転士が9号車に出入りする場合、作業者とぶつかりそうになることがある。傷害事故防止のために運転士にも「通ります」と声を出すよう指導すること。

【回答】申し入れがあったことはJRに伝える。

②便洗作業中に便所を使用する運転士がいるが、作業の邪魔である。作業中は使用しないように指導を徹底すること。

【回答】申し入れがあったことはJRに伝える。

③1・2番線の検修用の自転車を三輪車とすること。1・2番線は作業者が多く、サービスデッキも狭い、とくにエレベーター脇の通路は狭く危険である。早急に三輪車に交換すること。

【回答】導入の方向で検討中である。

## IV. 【新大阪第二事業所関係】

1. 昼食時に風呂場や長椅子で食事している。男子更衣室内に個室の休憩室を設けること。

【回答】現状で対処されたい。

2. 昼食時に会議室を開放し、食事ができるようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

3. 幹1ホームでクロス等を洗う水場が1カ所しかなく不便である。増設すること。

【回答】現状で対処されたい。なお、設備についてはJR財産のため申し入れがあった事はJRに伝える。

4. 出向者にも雪落とし作業手当を支給すること。

【回答】出向者の給料はJRが支払っており、当社の権限外事項である。

5. 出向者にもチーフ手当を支給すること。

【回答】出向者の給料はJRが支払っており、当社の権限外事項である。

6. 清掃依頼作業（嘔吐等）に手当（1回500円）を支給すること。

【回答】そのような考えはない。作業手当として必要なものには手当を設けている。

7. ホール内の喫煙ルームの掃除は、喫煙者に行わせること。

【回答】現状で対処されたい。なお、申告があればマスクを貸与する。

8. ホール内トイレの掃除を女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

9. 車掃の手待ち時間にホームゴミ箱掃除等の指示作業を廃止すること。

【回答】そのような考えはない。

10. 車掃で1人1両9分作業には無理がある、要員を増やすこと。

【回答】そのような考えはない。

11. 多客期（ゴールデンウィーク・お盆・年末年始・毎週金・日曜日）はゴミの量が多い、車徹および駅徹波動要員を確保すること。

【回答】多客期等には必要な要員を配置している。

以上